

熊本県の学校における働き方改革推進プラン (たたき台)

概 要

熊本県教育委員会
令和元年11月

熊本県の学校における働き方改革推進プラン—目次—

1. 目的、方針等
 - (1) 目的
 - (2) 方針
 - (3) 各主体の責務、役割
 - (4) プランの期間
2. 熊本県における県立学校教育職員の勤務時間の上限に関する方針
 - (1) 考え方
 - (2) 勤務時間の上限の目安時間
 - (3) 本方針の対象者
 - (4) 対象となる勤務時間の考え方
 - (5) 勤務時間の特例的な扱い
3. 教職員の時間外勤務の状況
 - (1) 平成30年度延べ12か月の状況
 - (2) 令和元年8～9月の状況
 - (3) 令和元年9月の状況（県立学校）
 - (4) 平成29～令和元年の状況（市町村立学校）
4. 学校・市町村教委、各種調査から得られた意見等
5. 学校の働き方改革推進の主な取組み
 - (1) 勤務時間の適正管理等
 - (2) 教職員の意識改革
 - (3) 人材の確保・活用
 - (4) 業務の削減・効率化
 - (5) 保護者等の理解促進
 - (6) 教職員の健康サポート
6. 市町村教育委員会の取組み
7. 学校の取組み
8. 働き方改革の推進体制、進捗管理
 - (1) 推進体制
 - (2) 進捗管理
9. 今後のスケジュール

1. 目的、方針等

(1) 目的（学校における働き方改革によって目指す姿）

時代や社会の変化とともに、新学習指導要領をはじめとした教育内容や学校の機能・役割が大きく変化する中、それぞれの職責を果たすために長時間勤務している教職員が存在しています。長時間勤務は教職員の心身の健康に影響を与えるだけでなく、子どもたちへの教育にも大きな影響を及ぼすものです。

本プランでは、熊本県の公立学校において、教職員が心身ともに健康でワーク・ライフ・バランスを実現できる環境を整え、子供たちと向き合う時間を確保し、やりがいを持って効果的な教育活動を持続的に行うことができる環境の実現を目指します。

(2) 方針

上記の目的を達成するため、次の①～⑥を方針とし、教職員の勤務時間の削減を図り、教職員が本来の業務に一層専念できる環境を整えます。

- ①勤務時間の適正管理等
- ②教職員の意識改革
- ③人材の確保・活用
- ④業務の削減・効率化
- ⑤保護者等の理解促進
- ⑥教職員の健康サポート

また、熊本県のすべての公立学校における働き方改革を確実に進めるため、市町村と連携して取組みを進めることとします。

(3) 各主体の責務、役割

（県教育委員会）

- ・ 県立学校の教職員の服務監督権者として、働き方改革を推進するため、上記（2）方針に関する取組みを確実に実施するとともに、県立学校への働きかけ、支援を積極的に行います。
- ・ また、県内すべての公立学校において、教職員の働き方改革を確実に進めるために、市町村教育委員会に対して、働き方改革への取組みの働きかけを行うとともに、効果的、先進的な取組みの情報提供などの支援を行います。

（市町村教育委員会）

- ・ 市町村立学校の教職員の服務監督権者として、教職員の働き方改革を推進するため、県教育委員会、学校、保護者、地域と連携して、管内の全教職員の共通理解のもと、働き方改革を推進します。

（学校）

- ・ 学校の服務監督権者である校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、全教職員が共通理解を図り、保護者、地域と連携しながら、学校全体で実情に即した働き方改革の取組みを確実に実施します。

(4) プランの期間

令和2年度（2020年度）～令和5年度（2023年度）（4年間）

2. 熊本県における県立学校教育職員の勤務時間の上限に関する方針

項目	主な内容
(1) 考え方	熊本県の実情を踏まえ、文部科学省の「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン（H31.1）（以下、「ガイドライン」という。）」を参考に、本県の県立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針として次のとおり定める。
(2) 勤務時間の上限の目安時間	<ul style="list-style-type: none"> ・月の時間外勤務の上限の目安時間 45時間以内 ・年の時間外勤務の上限の目安時間 360時間以内
(3) 本方針の対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・県立学校*¹の教育職員*² 校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手、寄宿舎指導員
(4) 対象となる勤務時間の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・超勤4項目*³以外の業務も含め、外形的に把握可能な在校時間を対象 ・勤務時間は、自己研鑽、休憩等の時間を除外 ・職務として行う研修や生徒引率など校外での勤務も勤務時間に算入
(5) 勤務時間の特例的な扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・上記（2）を原則としつつ、臨時的な特別の事情により勤務せざるを得ない場合も、1年間の時間外勤務時間が720時間を超えないようにすること。この場合においては、45時間を超える月は、1年間に6月までと」すること。 ・また、1か月の時間外勤務が100時間未満であるとともに、連続する複数月（2～6か月）の各期間について、時間外勤務の1か月当たりの平均が80時間を超えないようにすること。

*1 ガイドラインでは、「服務監督権者である教育委員会がガイドラインを参考にしながら、それぞれにおいて、所管内の公立学校の教師の勤務時間の上限に関する方針等（以下「方針」という。）を策定すること」とされていることから、本方針の対象者については、県教育委員会の所管である県立学校の教育職員とします。※市町村教育委員会は、上記方針を参考として、市町村立学校の教育職員に関する方針等の策定が求められます。

*2 本プランにおける教育職員は、「公立学校の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」第2条に規定する義務教育諸学校等の教育職員を指します。教育職員以外の職員（事務職員、学校栄養職員等）については、労働基準法第36条に基づく時間外労働に関する労使協定（いわゆる「36協定」）の対象となり、時間外労働の限度時間が1か月の場合は45時間、1年の場合は360時間等と規定されています。

*3 「超勤4項目」とは、①校外実習その他生徒の実習に関する業務、②修学旅行その他学校行事に関する業務、③職員会議に関する業務、④非常災害の場合、児童又は生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合その他やむを得ない場合に必要業務を指します。

3-1. 教職員の時間外勤務の状況（平成30年度延べ12か月分）

県立高校5校、県立特別支援学校1校、県立中学校1校、各教育事務所及び山鹿市教育委員会管内の市町村立小・中学校1校ずつ各10校における平成30年度（平成30年4月～平成31年3月）の時間外勤務の状況をモデル的に調査。調査結果は次のとおり。

月平均の時間外勤務	県立高校 (5校365人)	県立特別支援学校 (1校124人)	県立中学校 (1校16人)	市町村立小学校 (10校237人)	市町村立中学校 (10校281人)	合計 (27校1023人)
a. 45h未満	2,212人・月 (50.7%)	1,252人・月 (89.6%)	72人・月 (40.0%)	1,428人・月 (50.6%)	1,041人・月 (33.0%)	6,005人・月 (50.4%)
b. 45h以上80h未満	1,374人・月 (31.5%)	133人・月 (9.5%)	89人・月 (49.4%)	1,129人・月 (40.0%)	1,188人・月 (37.6%)	3,913人・月 (32.8%)
c. 80h以上100h未満	403人・月 (9.2%)	3人・月 (0.2%)	15人・月 (8.3%)	179人・月 (6.3%)	546人・月 (17.3%)	1,146人・月 (9.6%)
d. 100h以上	376人・月 (8.6%)	9人・月 (0.6%)	4人・月 (2.2%)	86人・月 (3.0%)	382人・月 (12.1%)	857人・月 (7.2%)
e. 計	4,365人・月 (100.0%)	1,397人・月 (100.0%)	180人・月 (100.0%)	2,822人・月 (100.0%)	3,157人・月 (100.0%)	11,921人・月 (100.0%)

*上記aからeは12か月分の延べ人数。下記fは実人数。

*対象職員は校長、副校長、教頭、事務長、主幹教諭、指導教諭、教諭、講師、養護教諭、事務職員など27校のすべての常勤の教職員。

f. 年間360h以上	262人 (71.8%)	31人 (25.0%)	13人 (81.3%)	174人 (73.4%)	237人 (84.3%)	717人 (70.1%)
g. 年平均	592h/人	243h/人	575h/人	548h/人	687h/人	565h/人
h. 月平均	49h/人	21h/人	48h/人	45h/人	58h/人	48h/人
* 県立学校、市町村立学校ごとの平均	年平均 506h/人 ・ 月平均 42h/人			年平均 624h/人 ・ 月平均 53h/人		

*上記の時間は、出勤から退勤までの総在校時間で、休憩、自己研鑽等の対象外の時間を含む。

3-2. 教職員の時間外勤務の状況（令和元年8～9月分）

（1）県立学校

	8月	9月
45h以上80h未満	331人（9.0%）	1,185人（31.6%）
80h以上100h未満	69人（1.9%）	281人（7.5%）
100h以上	45人（1.2%）	238人（6.3%）

*対象職員は、主幹教諭、指導教諭、教諭、講師、養護教諭などの常勤の教員をいい、校長、副校長、教頭、事務長、事務職員を除く。

*休憩、自己研鑽等の校務外の時間を除く。

（2）市町村立学校

	8月	9月
45h以上80h未満	125人（1.7%）	3,000人（40.6%）
80h以上100h未満	13人（0.2%）	470人（6.4%）
100h以上	3人（0.04%）	146人（2.0%）

*対象職員は校長、副校長、教頭、事務長、主幹教諭、指導教諭、教諭、講師、養護教諭、事務職員などすべての常勤の教職員。

*休憩、自己研鑽等の校務外の時間を除く。

3-3. 教員の時間外勤務の状況（令和元年9月分）（県立学校）

校種	一人当たり時間外勤務合計 (R1.9)	内訳 校務分掌等	内訳 教科指導等	内訳 学年・担任業務等	内訳 部活動指導	内訳 引率の移動時間	課外・模試・検定等
県立高校 (定時制以外)	51.0h	11.5h	9.6h	11.6h	17.9h	0.4h	4.2h
県立特別支援学校	30.4h	6.6h	8.9h	14.2h	0.3h	0.0h	0.1h
県立中学校	55.3h	6.8h	8.5h	14.9h	25.0h	0.2h	0.3h
県立定時制高校	10.5h	4.9h	2.3h	1.5h	1.1h	0.0h	0.0h

*対象職員は、主幹教諭、指導教諭、教諭、講師、養護教諭などの常勤の教員をいい、校長、副校長、教頭、事務長、事務職員を除く。

3-4. 教職員の時間外勤務の状況（平成29～令和元年分）（市町村立学校）

超過勤務者（月の時間外勤務80時間以上）の主な業務内容の比較（H29、H30、R1）
時間外に従事した主な業務内容の割合（複数回答可）

* R1は4月～9月分を集計

【小学校】

	教材研究等	部活動	校務分掌	諸調査等の 事務処理	保護者対応	その他	合計
H29	25%	12%	20%	18%	8%	17%	100%
H30	31%	9%	25%	16%	9%	10%	100%
R1	35%	1%	23%	18%	12%	11%	100%

【中学校】

	教材研究等	部活動	校務分掌	諸調査等の 事務処理	保護者対応	その他	合計
H29	24%	34%	22%	11%	5%	4%	100%
H30	23%	32%	23%	11%	5%	6%	100%
R1	26%	32%	20%	10%	6%	6%	100%

* 対象職員は、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、講師、養護教諭、事務職員などすべての常勤の教職員。

4. 学校・市町村教委、各種調査から得られた意見等

方針	学校、市町村教委、各種調査からの意見等
1. 勤務時間の適正管理等	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員への勤務時間の適正管理の意識醸成が必要
2. 教職員の意識改革	<ul style="list-style-type: none"> ①削減目標等の業務改善ポリシーの作成が必要 ②全教職員が働き方改革の必要性を理解することが必要 ③先進的な取組の情報共有が必要、他校の取組事例の情報提供が必要
3. 人材の確保・活用	<ul style="list-style-type: none"> ①教職員の増員が必要（5校） ②部活動、個別支援等の負担軽減、専門家への相談体制の充実が必要 ③増加する若手教員の人材育成が必要
4. 業務の削減・効率化	<ul style="list-style-type: none"> ①欠席連絡、登校指導など始業前に業務対応 ②農場や家畜の管理など始業前に業務対応（6校） ③授業の準備時間の確保が必要 ④情報共有のための会議、資料作成の負担軽減が必要 ⑤指導要録、健康診断票、出席簿等の電子化が必要 ⑥習熟度に応じた個別指導の負担軽減につながる教材が必要 ⑦文書管理が各学校で異なり非効率、統一化が必要 ⑧会議、研修の出張の負担軽減が必要 ⑨学校への調査や作品募集の負担軽減が必要 ⑩部活動の指導の負担大（34校）、部活動指針の遵守が必要（8市町村） ⑪課外の負担軽減、校務分掌の平準化が必要（課外4校、3年担任9校、学年主任7校、進路指導等22校） ⑫農場管理のあり方の検討、農場管理のICT化が必要（農業高校） ⑬中学校部活動等の適正化の検討が必要（2市町） ⑭童話発表会の開催方法の見直し（13市町村） ⑮生徒数の規模に応じた学校行事や部活動の精選が必要 ⑯学校徴収金業務の負担軽減が必要
5. 保護者等の理解促進	<ul style="list-style-type: none"> ①中体連、小体連の大会・行事の見直しの検討が必要（25市町村）（種目・参加学年の縮小など） ②行事等の見直しには保護者等の理解、協力が必要 ③保護者対応に時間（3校）
6. 教職員の健康サポート	<ul style="list-style-type: none"> ・時間外勤務が月80時間超の教職員の健康サポートが必要

5. 学校の働き方改革推進の主な取組み

方針	主な取組項目	取組主体		
		県	市町村	学校
(1) 勤務時間の適正管理等	①タイムカード等による勤務時間の適正管理 ②勤務時間の割り振りに関する検討【新】 ③変形労働時間制に関する検討【新】	① ② ③	①	① ②
(2) 教職員の意識改革	①教職員研修、管理職研修の実施 ②アドバイザーによる働き方点検【拡】 ③好事例集の作成、先進的な取組みの普及 ④優良学校の表彰【新】 ⑤学校閉庁日・ノー残業デー・部活動休養日の設定・拡大【拡】★ ⑥学校評価の評価項目に業務改善や教職員の働き方に関する項目を設定【新】★ ⑦各校の学校運営協議会による働き方改革取組状況のチェック【新】★ ⑧教職員のアイデアを生かした改革の推進【拡】	① ② ③ ④	① ② ④	① ② ⑤ ⑥ ⑦ ⑧
(3) 人材の確保・活用	①教職員の配置拡充の検討【拡】★ 教員定数改善、非常勤講師、ALT、スーパーティーチャー、小学校教科担任制など ②専門的人材等の活用拡充の検討【拡】★ スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、スクールサポートスタッフ、 特別支援教育支援員、キャリアサポーター、部活動指導員、地域学校協働活動推進員、 スクールロイヤー等 ICT支援員の配置、ICTヘルプデスクによるサポート体制の整備 学力向上アドバイザー、学級経営アドバイザーによるサポート体制拡充の検討 ③ボランティアの活用【拡】 登下校の安全見守り、グラウンド整備、読み聞かせ など ④若手教員のサポート【拡】★ スーパーティーチャーによる指導 研究授業の映像記録化・提供	① ②	① ②	③ ④

*【新】は新規の取組み、【拡】は拡充する取組み、★は重点取組。

5. 学校の働き方改革推進の主な取組み

方針	主な取組項目	取組主体		
		県	市町村	学校
(4) 業務の削減・効率化	① ICT活用による業務効率化の検討【新・拡】★ a. ICTを活用した情報共有・会議等のペーパーレス化・文書管理、デジタル教材の活用 b. テレビ会議システムによる遠隔の会議・研修、eラーニングの推進 c. 校務支援システムの導入・機能充実（指導要録、成績処理、検診、出席簿、欠席連絡等の電子化） ②学校への調査の精選、作品募集の集約、パンフレット等の資料配布の見直し【拡】 ③学校行事・学校運営の見直し検討【拡】★ a. 部活動指針の徹底、複数顧問制の活用、部活動指導員の配置、合同トレーニングの実施 b. 中学校部活動等のあり方の検討 c. 留守番電話の活用、校務分掌の平準化 d. 研究指定校のあり方の検討 e. 農場管理のあり方の検討 f. 学校行事の精選、内容の見直し ④その他の業務見直し a. 給食費の公会計化の検討【新】 b. 学校訪問のあり方の検討【新】 c. 学校徴収金のあり方の検討【新】★ d. 課外のあり方の検討【新】	①a ①b ①c ② ③a ③b ③d ③e ④b ④c ④d	①c ② ③a ③b ③c ③d ④a ④b ④c	③a ③b ③c ③f ④d
(5) 保護者等の理解促進	①各種団体への行事の精選、大会の見直しなどの協力要請【拡】★ 中体連、小体連の大会・行事の見直しの検討など ②保護者への部活動見学会や講演会等の学校情報の積極的な提供	①	①	②
(6) 教職員の健康サポート	①産業医による保健指導の充実、メンタルケアサポートの充実【拡】 ②衛生委員会の趣旨徹底、労働安全衛生法の周知【拡】	① ②	① ②	②

*【新】は新規の取組み、【拡】は拡充する取組み、★は重点取組。

6. 市町村教育委員会の取組み

- ・市町村教育委員会においては、市町村立学校の教職員の服務監督権者として、その働き方改革を推進する役割が求められます。
- ・そのため、既に、取組方針・計画を策定している市町村教育委員会においては、本プランを取組みの参考にさせていただくとともに、未策定の市町村教育委員会においては、本プランを参考に市町村ごとに市町村立学校の「教育職員の勤務時間の上限の方針」及び「教職員の働き方改革推進プラン」を策定し、取組みを着実に進めていくことが求められます。

【本プランに掲げる市町村教育委員会に求められる取組み（例） 「5」より再掲）】

- ・ タイムカード等による勤務時間の適正管理
- ・ 教職員研修、管理職研修の実施
- ・ アドバイザーによる働き方点検
- ・ 優良学校の表彰
- ・ 教職員の配置拡充の検討
- ・ 専門的人材等の活用拡充の検討
- ・ ICT活用による業務効率化の検討
- ・ 学校への調査の精選、作品募集の集約、パンフレット等の資料配布の見直し
- ・ 学校行事・学校運営の見直し検討
（部活動指針の徹底、中学校部活動等のあり方の検討、研究指定校のあり方の検討 など）
- ・ その他の業務見直し（給食費の公会計化の検討、学校訪問のあり方の検討 など）
- ・ 各種団体への行事の精選、大会の見直しなどの協力要請
- ・ 産業医による保健指導の充実、メンタルケアサポートの充実
- ・ 衛生委員会の趣旨徹底、労働安全衛生法の周知

7. 学校の取組み

- ・学校においては、管理職による教職員の勤務時間の客観的な把握をはじめ、本プランの目標達成に向け、教育委員会からの情報のほか、各種の先進的な取組みや効果的な取組みなどをもとに、各学校における働き方改革の確実な推進に努めることが求められます。

【本プランに掲げる学校に求められる取組み（例） 「5」より再掲）】

- ・ タイムカード等による勤務時間の適正管理
 - ・ 勤務時間の割り振りに関する検討
 - ・ 教職員研修、管理職研修の実施
 - ・ アドバイザーによる働き方点検
 - ・ 学校閉庁日、ノー残業デー・部活動休養日の設定・拡大
 - ・ 学校評価の評価項目に業務改善や教職員の働き方改革に関する項目を設定
 - ・ 各校の学校運営協議会による働き方改革取組状況のチェック
 - ・ 教職員のアイデアを生かした改革の推進
 - ・ ボランティアの活用
 - ・ 若手教員のサポート
 - ・ 学校行事、学校運営の見直し検討（部活動指針の徹底、中学校部活動等のあり方の検討 など）
 - ・ その他の業務見直し
 - ・ 保護者への部活動見学会や講演会等の学校情報の積極的な提供
 - ・ 衛生委員会の趣旨徹底、労働安全衛生法の周知
- ・ 各学校では、学校運営協議会等を活用し、PTAや地域の方々と連携して、組織的かつ自律的に継続した働き方改革の取組みを具体的に推進します。

8. 働き方改革の推進体制、進捗管理

(1) 推進体制

- ・ 県教育委員会、市町村教育委員会、学校、PTA等が連携、協力して、学校における働き方改革を推進します。

(2) 進捗管理

- ・ 教職員の勤務時間をはじめ、上記5に掲げる取組み等の実施状況を把握した上で、業務の役割分担や適正化、必要な環境整備等の取組みを検討し、実施します。
- ・ 外部有識者で構成する「働き方改革検討委員会」において、県全体の各取組みの進捗状況を報告するとともに、取組みの充実、見直しを行うこととします。
- ・ 学校において、目安時間を超えた場合には、当該学校における業務等について、事後的に検証を行うこととします。
- ・ 働き方改革に効果的な取組みについては、実践事例集等に盛り込み、各市町村教育委員会、各学校への普及を促進します。

9. 今後のスケジュール

時 期	内 容	詳 細
R 1 (2019) . 1 1	働き方改革検討委員会	働き方改革推進プラン骨子に係る協議
R 1 (2019) . 1 2	教育委員会	働き方検討委員会の検討経過を報告
R 1 (2019) . 1 2	県立学校、市町村へ意見照会	
R 2 (2020) . 3	働き方改革検討委員会	働き方改革推進プラン（案）に係る協議
R 2 (2020) . 6	県議会常任委員会	
R 2 (2020) . 7	教育委員会	働き方改革推進プラン（案）を提案・決定